

大村入国管理センター所長 殿

2023年12月6日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄(福岡市:アジアに生きる会・ふくおか)

コース・マルセル(福岡市:美野島司牧センター)

高柳香代(宮崎市:多文化 design コンパス)

中島眞一郎(熊本市:コムスタカー外国人と共に生きる会)

第20回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの質問と回答(一部は要旨)

貴センターにおかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第20回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に時期や期間が特定されているもの以外は、2022年中、及び2023年1月から10月末までのものをご回答ください。なお下線部は本年に追加したものです。

当団体から事前に提出した質問に対する大村入国管理センター(以下「大村入管」という)からの意見交換会当日の口頭による回答について、第18回目までは、代表録音を実施して、これを文字起こししていた。昨年第19回に続き、本年第20回も大村入管は代表録音を認めず、やむなく参加者の手元のメモから文字起こしをせざるを得なかった。これにより長い回答文については、要旨としたことについてご理解をいただきたい。

(大村入管による回答の読み上げの前の説明(要旨))

「公表を前提として業務上集計をしている項目以外のものについては、内容の正確性を担保できないおそれがあり、また集計することにより業務の支障となるおそれがあるため、回答しかねることがあるのあらかじめお伝えします。」

I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2023年10月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- ・収容定員 708名
- ・2022年9月末現在の収容人員13名(全員男性)
- ・国籍別内訳ベトナム6名、イラン2名、ナイジェリア2名、ネパール1名、パキスタン1名、インド1名
- ・年代別内訳 20代4名、30代4名、40代2名、50代3名
- ・九州外からの被収容者92.3% 九州内からの移収者は1名

(本年回答)

- ・収容定員 708名
- ・2023年10月末現在の収容人員22名(全員男性)
- ・国籍別内訳、年代別内訳については、個人が特定されるおそれがあるためお答えできない。九州外からの被収容者数については、統計がなくお答えできない。

2. 2022年の平均収容期間、2023年10月末時点での貴センターにおける最長収容期間について教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 158.6日(2021年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約7年5ヶ月(2022年9月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 64.1日(2022年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約11ヶ月(2023年10月末現在)

3. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して2年以上3年未満収容されているのは何名ですか。同様に3年以上4年未満、4年以上5年未満、5年以上6年未満、6年以上7年未満、7年以上8年未満、8年以上9年未満、9年以上10年未満、10年以上11年未満、11年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答)

2022年9月末現在 2年以上2名、3年以上1名、4年以上0名、5年以上0名、6年以上0名、7年以上0名、8年以上0名、9年以上0名、10年以上1名、11年以上0名

(記録者注:2022年までの「2年以上」とは、2年以上3年未満の意味)

(本年回答)

2023年10月末現在 2年以上0名

(記録者注:2023年の質問は「2年以上3年未満」等の表現としているところ、回答の「2年以上0名」とは、文字通り2年以上の被収容者は全くいない、の意味)

4. 2023年10月末時点で、貴センターで6ヵ月以上の長期被収容者は何名ですか。

(昨年回答)(9月末時点)大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、4名

(本年回答)(10月末時点)大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、1名

5. 2023年10月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に貴庁に収容されたのは何名ですか。そのうち6ヶ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答)質問に対する集計はない。

(本年回答)質問に対する集計はない。

(以下6から16は、2022年及び2023年1月～10月末までの期間についての質問です。)

6. 被収容者の自傷行為は何件ありましたか。

(昨年回答)

要請の統計はない。自損を理由に隔離措置をとった件数

・2021年 13件

・2022年1月～9月 1件

(本年回答)

要請の統計はない。

7. 仮放免が許可されたのは何件ですか。うち、職権による仮放免は何件ですか。帰国条件付は何件ですか。健康上の理由によるものは何件ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

・2021年 28件 (うち帰国準備0件) 職権による仮放免0件

関東地区7名、東海地区9名、近畿地区11名、九州地区1名

・2022年1月～9月 2件 (うち帰国準備0件) 職権による仮放免0件

関東地区1名、東海地区1名

(本年回答)

・2022年 4件

・2023年1月～9月 7件

ともに職権による仮放免0件

帰国条件付の件数、仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数は統計がなく、お答えできない。仮放免の許可については、総合的に判断しており、健康上の理由によるものの件数はお答えできない。

(集計がこれだけ9月となっているがそうか、との質問に答えて)10月は仮放免がないので、9月とした。

8. 2023年10月末時点で、貴センターにおける収容が1年を超える被収容者で、2023年1月～10月に仮放免申請を1回もしていないのは何名ですか。

(昨年回答)(9月末時点)2名

(本年回答)(10月末時点)最長が11ヶ月で、1年以上はいない。

9. 2022年と2023年1月～10月の仮放免許可の期間が14日前後であったのは何件ですか。

(昨年回答)

2021年 0件

2022年1月～9月 0件

(本年回答)

統計がないのでお答えできない。

10. 2022年と2023年1月～10月で、官給食を食べない「拒食」ののち仮放免が許可されたのは何名ですか。

(昨年回答)

2021年 19名

2022年1月～9月 1名 計20名

(本年回答)

統計がないのでお答えできない。

11. 2022年と2023年1月～10月で、退去強制令書執行、移収及び仮放免以外で貴センターを出所した人は何名ですか。うち再審情願が認められ、在留特別許可を受け、「許可」で出所した人は何名ですか。その在留資格も教えてください。

(昨年回答)

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2021年 0件

2022年1～9月 2件

他の集計はない。

(本年回答)

統計がなくお答えできない。

12. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移収した場合も含む。

・国費送還者 2021年 6名 うち送還忌避者1名

2022年1月～9月 11名 うち送還忌避者5名

・自費出国者 2021年 7名

2022年1月～9月 1名

(本年回答)

・国費送還者 2022年 18名

2023年 集計中

送還忌避者は統計がなくお答えできない。

・自費出国者 2022年 6名
2023年 集計中

13. 苦情申し立て(不服申し出)は何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。

(昨年回答)

・2021年 4件

・2022年1月～9月 0件

主な内容は処遇に対する不満だった。

(本年回答)

・2022年 1件 内容は、物品購入の件

・2023年1月～10月 7件 主な内容は、差し入れ物品の受付時間に関するもの等

14. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

2020年4月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。

2022年6月よりセンター内での宗教行事を再開。9月までに延べ8人参加

・2021年 ラマダン期間に2名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。

・2022年1月～9月 ラマダン期間に断食の実施を希望するものはなかった。

(本年回答)

統計がなくお答えできない。

15. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合はその人数とどのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答)

該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇を行っている。

(本年回答)

該当者はなし。

16. 2023年10月末時点で、被収容者の中で難民認定申請及び審査請求をしているのは何名ですか。

(昨年回答)(9月末時点)2名

(本年回答)

10月末時点は統計がなく、お答えできない。

2022年末時点の難民申請 2件 審査請求 1件

II 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2023 年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他職種の内訳や診察日等で変化があれば教えてください。

(昨年回答)

本年4月1日より内科の常勤医師 1 名補充、薬剤師 1 名も補充。外科(消化器外科)は、水曜、金曜の各9-12時。精神科の月1回はなし。歯科は変更なし。現在整形外科医師 1 名、精神科医師 1 名をツイッターで募集中(記録者注:大村入管のツイッター @IMMI_OMURA2 では 2023 年4月より勤務)

(記録者注:)

**診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)非常勤6名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前9-12時)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、ともに午前9-12時)。

**常勤看護師2名、非常勤看護師1名。

**非常勤歯科医師は週 1 回(金曜午前)

**臨床心理士1名が月2回午後。

(本年回答)

現在内科の常勤医師 1 名減。外科(消化器外科)は、水曜、金曜の各9-12時。

(常勤医の欠員の間の内科の診療はどのように対応しているのか、との質問に答えて)

内科診療の補填は、非常勤医(外科医師のローテーション)2日を4日に増やしている。大村市民病院、医療センターなど地域の医療機関との連携を継続している。

(質問に答えて)歯科は変更なし。常勤の薬剤師 1 名は変更なし。

(記録者注:)

**回答の「現在」とは、意見交換会当日を示すと思われる。内科の常勤医師の定員は 1 名と思われ、回答の「1 名減」とは、内科の常勤医師は「いない」、ということ。一部の報道機関により「大村入管は、12月1日付で常勤医師を懲戒免職にした」、との報が流れた。令和5年度当初の設定は、前年度に引き続き、診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)非常勤6名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前9-12時)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、ともに午前9-12時)と思われる。2023 年4月からの採用で募集していた精神科と整形外科の医師による、センター内での定期的な診療はない。

**常勤看護師2名。昨年の非常勤看護師1名は一時的なもの。現在はなし

**臨床心理士1名が毎月午後。月に何回実施かは統計がない。

2. 2022 年及び 2023 年 1 月～10 月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリングの延べ件数と、実際に利用した人数を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

- 2021年 延べ68件 実際に利用した人数 17名
- 2022年1月～9月 延べ17件 実際に利用した人数 6名
- 通訳が付いた件数

2021年 6件

2022年1月～9月 3件

言語の内訳は、個人が特定されかねないので控える。

(本年回答)

統計がなく、お答えできない。

3. 2022年及び2023年1月～10月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

(昨年回答)

- 2021年 75件(内訳は、整形外科16件、泌尿器科15件、内分泌代謝内科11件、神経内科6件、耳鼻咽喉科4件、皮膚科3件、脳神経内科3件、歯科3件、眼科2件、総合診療科2件、形成外科2件、肛門科2件、肝臓内科2件、救急外来1件、循環器内科1件、放射線科1件、内科、1件)うち救急搬送1件(内科)
- 2022年1月～9月 32件(内訳は、泌尿器科13件、総合診療科8件、内科5件、皮膚科2件、脳神経内科2件、肝臓内科1件、消化器内科1件)うち救急搬送0件

(本年回答)

- 2022年 64件 科目ごとの内訳と救急搬送については、統計がなく、お答えできない。
- 2022年1月～10月 集計中

4. 2022年及び2023年1月～10月の期間中に、外部の医療機関に入院または福祉施設に入所したのは何名ですか。また延べ入院・入所日数は何日ですか。また2023年10月末時点の入院・入所者数は何名ですか。

(昨年回答)

2021年 1人 延べ22日

2022年1月～9月 1人 延べ255日

2022年9月末の介護施設入所者1名

(本年回答)

2022年 1人

2023年10月末の入院・入所者0名

他は統計がなく、お答えできない。

5. 2022年及び2023年1月～10月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

- 2021年 32件

・2022年1月～9月 40件

言語の内訳は、個人が特定される恐れがあるため控える。

(本年回答)

件数、内訳とも統計がなく、お答えできない。なお、診察には原則通訳をつけている。

(通訳の形式についての質問に答えて)通訳はリモートによる。

6. 2023年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間で何件ですか。また昨年と変化があったら教えてください。

(昨年回答)

・常備薬は13種類。内訳は昨年度。

使用実績は2021年	8,689件
2022年1月～9月	382件

(本年回答)

・常備薬は13種類で変更はない。

使用実績は2022年	549件
2023年1月～10月	集計中

7. 精神安定剤、睡眠導入剤、抗精神病薬等について変更はありましたか。

(昨年回答)薬に変更点はない。

(本年回答)薬に変更点はない。

8. 2022年及び2023年1月～10月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

・2021年 38件

・2022年1月～9月 23件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。

(本年回答)

統計がなく、お答えできない。現在も入所時検診で胸部レントゲン撮影をしている。

9. 車いすのまま入室できる居室の定員と、その稼働実績(延べ利用日数)を教えてください。

(昨年回答)車いすのまま入室できる居室は4部屋あり、各3人の定員。稼働実績はない。

(本年回答)車いすのまま入室できるバリアフリーの扉の居室は4部屋あり、各部屋にベッドが3台で、定員は12人。稼働実績は統計がない。

Ⅲ 被収容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの令和5年度(2023年度)予算とその内訳を教えてください。うち外部の警備業者への委託費用はいくらですか。

(昨年回答)

収容所の維持及び被収容者の処遇に必要な物件費は、令和4年度予算額 約1億5,400万円。本年度から外部の警備業者への委託はない。

(質問に答えて)昨年まで外部の警備業者に委託していた業務は、警備のカメラのモニターチェックや面会など

(本年回答)

(要旨)入管庁の収容施設の維持及び被収容者の処遇に必要な経費の令和5年度予算額は、約9億4,900万円が計上されているが、各官署ごとに配分されている予算額は、各々の予算執行状況により見直しを行うので、当センターの予算とその執行状況のみをお答えすることは困難。

2. 被収容者のための医薬品費(介護費用を含む)の総額を教えてください。

(昨年回答)

被収容者のための医療関係経費の総額

令和3年度 約800万円

令和4年度は上半期 約800万円。

(質問に答えて)福祉施設入所の被収容者についている24時間警備のガードマンの費用もこれに含まれる。

(本年回答)

公表前提でないので、お答えできない。

3. 2023年10月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。それは主にどの部門ですか。

(昨年回答)77名。

(質問に答えて)増員は主に処遇部門。

(本年回答)87名 (要旨)各部門の人員配置は随時業務状況で変わるので、一概にお示しできない。

4. 総務課の組織体制と定員を教えてください。被収容者数や職員数の変化に比べてこの数年でかなり強化されたように見受けられますが、その要因を教えてください。

(本年回答)

(要旨)各部門の人員配置は随時業務状況で変わるので、一概にお示しできない。

(組織と定員は国の年度ごとの予算で決まっているはずで、答えられないというのは国民に失礼ではないか、との質問に対して)このようにしか答えられない。

5. 2023年1月～10月で、処遇部門の職員の退職又は休職があれば人数を教えてください。2023年9月末時点の欠員と休職者があれば教えてください。

(昨年回答)

2022年1月～9月の間、自己都合の退職者なし、病気休職者なし。

2022年9月末の欠員なし。

(本年回答)

2023年1月～9月の間 入国警備官の自己都合退職はゼロ、病気などによる休職者ゼロ

2023年9月末の欠員は5名

6. 2023年10月末の1部屋の平均収容人数は何名ですか。その計算方法も教えてください。

(昨年回答)

2022年9月末の平均収容人数は1.2人となる。

(質問に答えて)収容の関係上1部屋に2名もある。

(質問に答えて)被収容者人数/使用している実部屋数。

(記録者注)昨年までは、使用しているブロックの空部屋も分母に入れた計算で、昨年の数字は0.3人。(10人/30部屋—6つの区画の空室を含む各5部屋の合計は30部屋)。本年は、空部屋を除いて、使っている部屋のみを分母にして計算している。(外部の福祉施設入所1名を除くと、12人/10部屋。昨年までの計算なら、使っている区画は、最低3つX5部屋で12人/15部屋で0.8人)

(本年回答)

統計がなくお答えできない。

7. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)運動時間、入浴、洗濯などについて変更はない。

(本年回答)運動時間、入浴、洗濯などについて変更はない。

8. 2023年10月末現在の食事のパターンは何種類ですか。3食の配布時間は7:30、11:30、17:00で変更はありませんか。イスラム教徒に食事を提供する際、どのような配慮がなされていますか。

(昨年回答)

現在の食事の配布時間は、7:30、11:30、17:00。パターンは2022年9月末の段階で5種類。イスラム教の禁止事項に配慮した食事など。

(本年回答)

パターンは2023年10月末の段階で2種類。本人の申し出に基づく食事。ラマダン下における支給時間に配慮した。現在の食事の配布時間は、7:30、11:30、17:00で変更なし。

9. 2022年及び2023年1月～10月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していま

すか。

(昨年回答)

・2021年 延べ1,030名

・2022年1月～9月 延べ 260名

(本年回答)

・2022年 弁護士・領事等 37件 一般 344件

・2023年1月～10月 集計中

10. 一般用面会室の運用につき、1回で出来る面会申出件数は3件、面会時間の制限の可能性、可能な限り4室の使用に努めること等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

一般面会室の運用は昨年度から変更はない。

(記録者注:2021年回答)

一般面会室以外の運用については、(昨年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止している。)一度に申請できる面会件数は3件までで、可能な限り奥の面会室を使用して対応するようにしている。

(本年回答)

一般面会室の運用は昨年度から変更はない。

(一般面会室以外の運用についての問い合わせに対して)弁護士面会室及び家族面会室は現在使用可能にしている。

11. 昨年「オンライン面会」についての質問に対して、「東京、大村等全国6か所の官署間でオンライン面会を試行中。領事館員と訴訟代理人又は弁護人である弁護士のみ利用可能。」との回答でした。貴センターの被収容者の2022年と2023年1月～9月末終了までの利用状況と「試行的実施」の評価を教えてください。また今後本格的実施は予定されていますか。

(昨年回答)

令和4年3月11日付で「オンライン面会用タブレット端末の運用及び管理要領」を策定している東京、大村等全国6か所の官署間でオンライン面会を試行中。領事館員と訴訟代理人又は弁護人である弁護士のみ利用可能。東京の弁護士に、オンライン面会の設備のある東京入管に出向いてもらい、大村入管の被収容者とオンラインで面会できる。ツイッターで紹介している。

(記録者注)

大村入管のツイッター @IMMI_OMURA2

(本年回答)

2022年 0件

2023年1月～9月末 11件

本評価は本庁主導のもとで行うのであり、当所が評価する立場にない。試行は、9月29日で終了

している。

12.2022年の、仮放免許可申請の件数と平均処理日数を教えてください。

(昨年回答)

・2021年の仮放免申請件数は36件、平均処理日数は47.8日。

「職権による仮放免許可」は、所長の権限で行っている。「申請による仮放免許可」と「職権による仮放免許可」の、両者の条件等についての違いはない。

(本年回答)

・2022年の仮放免申請件数は12件、平均処理日数は統計がなく、お答えできない。

IV 2019年6月当センターにおいて、および2021年3月の名古屋入管において、被收容者の死亡事件とその再発防止策について

1、2023年10月末時点で、官給食を食べない「拒食」とされたのは何名ですか。

(昨年回答)2022年9月末現在で「拒食」している者はありません。

(本年回答)2023年10月末現在で「拒食」している者はいない。

2、2019年6月24日に発生したN国籍の被收容者の死亡から4年余りが経過しました。今後の再発防止策として、どのような対策が取られましたか。

(昨年回答)

現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被收容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

(本年回答)

(要旨)当所としては、入管法令に従い、常日頃から被收容者の心情把握には意を用いているところ、医療従事者を含む組織内での情報共有、客態観察に努め、異常が認められれば、適切に対応をとることができるよう体制づくりをしている。拒食が認められる場合は、拒食の防止、早期終了に向けた説得など、監視と容態観察を強化し、適切に対処できるようにしている。

3、改正入管法第五十五の四十二 に、入国者收容所長等は、被收容者が「飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき」は、速やかに、医師等職員又は入国者收容所等が委嘱する医師等による診療(栄養補給の処置を含む)を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとする。とあります。改正法が施行された場合、貴センターの被收容者において該当事案が発生した場合、具体的にはどのような対応をしますか。

(本年回答)

(要旨)改正入管法令に従い、適切に対応していく。

4. 土日休日や夜間等医師不在時で、被収容者の救急対応が必要な場合に、常勤医の役割等どのような体制がとられていますか。

(昨年回答)

本庁策定のマニュアルに従い、土日、休日、夜間等の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し、常勤医の指示を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には躊躇せず救急車の出動を要請している。

(本年回答)

(要旨) 医療従事者の助言を受け、外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する時には躊躇せず救急車の出動を要請している。

5. 被収容者の突然死を避けるために貴センターが行っている対策を教えてください。

(昨年回答)

新規入所時の健康診断(胸部レントゲン検査、血液検査、尿検査など)を実施し、現在の状況把握等、被収容者の把握に努めている。収容後は被収容者の動静把握に努め、体調不良の者がいれば当該被収容者の状況を常勤医師等に伝え、指示を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。なお、被収容者の健康診断や診療実施した場合は、その翌日などに所長、常勤医師等でその情報を共有しつつ、今後の医療対応を意見交換するなど 挙所一体となって被収容者の健康管理に意を用いている。

(本年回答)

(要旨) 被収容者は新規入所時に実施する。この時に異常があり、また医師の判断により既往歴がある者については、日ごろの要観察と必要に応じて医師の診察を徹底する。なお、被収容者の健康診断や診療実施した場合は、その翌日などに所長、医療従事者等でその情報を共有しつつ、今後の医療対応を意見交換するなど 挙所一体となって被収容者の健康管理に意を用いている。職員が救急救命訓練に取り組むなど体制をとっている。

V 新型コロナウイルス感染対策関連

1. 2022年と2023年1月～10月末までに、職員や被収容者で新型コロナに感染した人は何人いましたか。5類に移行して以降、被収容者への感染防止対策として取っていることがあれば教えてください。

(昨年回答)

・職員の出勤・退勤時に検温による健康観察の実施の外、被収容者の新規入所は、経過観察期間として5日間のスクリーニングを行い、入所直後にウイルス検査で陰性を確認の上で、入所時健康診断を実施している。陰性確認後他の収容者と混収している。入所後発熱者に対しては、健康観察期間終了後2回のPCR検査を実施している。また被収容者に感染が疑われるときは、幅広く

ウイルス検査を実施している。

(質問に答えて) 収容室の三密に配慮した原則一人一部屋での運用はやめている。1部屋に2名もある。

(本年回答)

(要旨) 感染した人数については職員、被収容者ともに統計がなく、お答えできない。5類に移行して以降は、被収容者でマスクを希望する者には、貸与している。職員が被収容者に接触するときは原則マスクを着用している。なお被収容者に感染が疑われる場合は、幅広く検査を実施している。

VI 入管法の問題点と貴センターの再編

1. 外国人の退去強制手続きで、収容の要否や期間、仮放免の可否のどれも、法務省・入管庁の裁量のもとで長期収容が増加し、人権侵害事例が多発し、貴センターを含む入管の収容施設内で、死亡事案が過去多数起きてきました。そこには、在留資格を失った外国人を原則全員収容する「全件収容主義」の問題や、司法審査を経ることなく入管の裁量で送還まで無期限に収容できる問題があります。全件収容主義を廃止することや無期限収容の解消について、貴センターの考えを教えてください。

(昨年回答)

ご指摘の全件収容主義の廃止等については、入管法の改正に関係することで、当所においては、お答えはむずかしい。

(本年回答)

当センターは、法令に基づいて対処しており、当センターの立場でお答えはむずかしい。

2. 貴センターの被収容者数は、ここ数年一桁前後に止まり、収容定員 708 名に比べて大幅に少なく、その多くが九州外からの移送者であり、一方職員数は増加傾向にあります。貴センターは、退去強制令書を発付された外国人を一時的に収容する施設としての本来目的や地域面や経費面から考えて、施設としてのあり方を見直す時期にきていると思われます。貴センターは、法務省の出入国在留管理庁の管理施設として、外国人人材の活用を推進していく観点から、難民や補完的保護が必要な外国人のための保護施設として目的を変更し、運用していく考えはありませんか。

(本年回答)

当センターは、法令に基づき手続きをすることが、当所の務め、というのが当所の立場である。